

日田市規則第39号

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月1日

日田市長 原 田 啓 介

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第39条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業として実施する日田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年告示第27号）第6条による利用料の負担に係る事実についての審査に関する事務</u> <u>次に掲げる情報</u></p>	<p>第39条 条例別表第2の24の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

ア 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に
係る市町村民税関係情報

イ 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に
係る住民票に記載された住民票関係情報

ウ 当該申請を行う者に係る生活保護関係情報

エ 当該申請を行う者に係る中国残留邦人等支援給付実施関
係情報

オ 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(6) 日田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第9条に
よる高額介護予防サービス費等相当額の支給の申請に係る事
実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

(7) 日田市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第10条に
よる第1号事業支給費の額の特例の申請に係る事実について
の審査に関する事務 第5号に掲げる情報

(8) 略

(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。